

環境省令第四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の十二の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月六日

環境大臣 石原 伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第十五条の三第一号中「年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）」を「年一回以上」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。